
平成27年 第2回(定例)木城町議会会議録(第2日)

平成27年3月9日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成27年3月9日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 散会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 散会

出席議員(10名)

1番 後藤 和実君	2番 堀田 廣幸君
3番 淵上 三月君	5番 税田 輝房君
6番 神野 源生君	7番 山田 秋吉君
8番 宮崎 勝正君	9番 中竹 義一君
10番 中村 一也君	11番 原 博君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 淵上 達也君 議事調査係長 鍋倉 貴行君
書記 稲田 宏美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	田口 晃史君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務課長	中村 宏規君
財政課長	石井 雄二君	会計管理者	伊藤 章君

企画課長	……………	萩原 一也君	環境整備課長	……………	河野 浩俊君
教育課長	……………	中井 諒二君	税務課長	……………	津江 邦彦君
福祉保健課長	……………	小野 浩司君	町民課長	……………	押川 道彦君
産業振興課長	……………	間吉田辰郎君	監査委員	……………	桑原 正憲君

午前9時00分開議

○事務局長（**淵上 達也君**） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

また、本日は傍聴席の皆様にはアンケートを準備しております。ご意見、ご感想などをお聞かせいただきたいと思います。お帰りの際は傍聴席入り口の回収箱に投函ください。あわせてご協力をお願いいたします。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（**原 博**） おはようございます。早朝より議会傍聴にご来場いただき、ありがとうございます。

傍聴に当たりまして、議事進行の妨げとなる私語については慎んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の一般質問は、3名の議員が行います。質問方式については、一問一答式により行われ、議員の発言時間を30分以内としております。議員の質問事項につきましては、お配りをしております資料をごらんください。

なお、議会広報のため、議場内で質問者、答弁者、傍聴席の写真撮影を行いますので、重ねてご了承ください。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（**原 博**） 日程第1、一般質問を行います。

これから通告順に登壇の上、質問を許します。

まず、1番、2番の質問事項については、一問一答式により、3番、淵上三月君の登壇質問を許します。3番。

○議員（**3番 淵上 三月君**） 通告しておりました質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、男女共同参画の推進についてお尋ねします。

男女共同参画社会基本法では、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会と定義しています。このことについて町長のお考えをお聞かせください。

○議長（原 博） 町長。

○町長（田口 晃史君） 男女共同参画推進法ですが、平成11年に成立をしたところでありますが、ただいまその目的・趣旨については質問者がおっしゃったとおりであります。

私も、人事権を執行するようになってちょうど12年なんですが、日ごろから女性がどうか、男性がどうかという考えを持ったことは一度もありません。要は、やはり能力、適応性、適材適所、この3つを常に考えながら人事を行ってきたところであります。過重な肉体労働以外は女性のほうが多くすぐれている部分もあります。特に、我々のような事務仕事はそのほうで。ですから、過去の人事をご覧いただいてもわかると思うんですが、そういった女性がどうか、男性がどうか、そういった認識を持ってあたったことはございません。詳細が必要であれば、総務課長をして答弁をさせます。

以上です。

○議長（原 博） 3番。

○議員（3番 瀧上 三月君） 性別による固定的な役割分担意識やそれに基づいた慣行などが依然として根強く存在しておると思います。なので、真の男女平等には至っていないと思っています。これは、女性として感じているところです。

平成22年の県の男女共同参画社会づくりのための県民意識調査では、男女の地位の平等感について約60%の県民が男性のほうが優遇されていると答えています。本町ではどうでしょうか。このような意識調査すら実施されたことはないと思いますが。

男女共同参画という言葉そのものも、深く浸透しているわけでもないような気がします。県では、市町村に対して地域に応じた男女共同参画計画を策定し、その計画に基づいて施策を推進するように求めています。本町の現状はどうでしょうか。

○議長（原 博） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） まず、県内の状況につきましては、条例を制定している市町村が9市1町2村、それから計画を策定している市町村が9市5町、それから町内連絡会議を設置している市町村が9市8町2村となっております。市を除きましてどれか一つでも実施している町村は12町村ということになっております。

本町の場合につきましては、いずれも設置していないところでございますが、ただ男女共同参

画専用の連絡会議につきましては設置しておりませんが、毎月特別職を含めました定例の課長会議を開催しておりますので、その中で男女共同参画関係については取り上げることができます。そのため、庁内連絡会議の機能については有していると考えております。

それから、従来また計画を策定市町村、先ほども述べましたが実数におきまして町村は9町村であります。基本計画の策定につきましては、男女共同参画の社会基本法第14条によりまして、県におきましては義務、市町村におきましては努力義務ということになっておりまして、現在のところ半数の町村にとりましては検討課題という形になっております。

男女共同参画の内容につきましては、地域社会の問題ということでありまして、策定自体につきましては行政を含めまして地域社会を構成している個人、団体、それから職場、学校等それぞれの問題につきまして検討し、それぞれの役割を明確にしていくということが必要となっております。そのうち、町の政策に関していいますと男女共同参画の直接の担当課は総務課であります。その男女共同参画を実現していくためには、総務課だけではなくて各課で実施されているそれぞれの政策の着実な実行が間接的に男女共同参画を実現していくというふうに考えております。

そういう意味におきまして、男女共同参画を載せております、当然総合計画がありますが、その総合計画のもと各課で策定する個別政策にかかわってくる個別計画、その着実な充実化と着実な実行というものがより求められてくると考えております。

例えば、子育て世帯の奥さん等がいろいろな社会参加に参加していくときに、子育て生活の充実化がなければなかなか難しいということになりますので、各個別化の充実化が大切であるということでございます。

そういうところで、現在各個別の計画について充実化と確実な実行をやっているところでありまして、お尋ねの男女共同参画基本計画の策定につきましては、現在検討課題であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（原 博） 3番。

○議員（3番 淵上 三月君） ぜひ努力目標というだけではなくて、実際実現に向けて策定等頑張っていたきたいと思います。

次に、公務員管理職への女性登用の状況を見ますと、全国47都道府県政令都市の中で宮崎県は46位、ちなみに最下位は鹿児島県です。鹿児島県は、筋金入りの男尊女卑文化で有名ですが、宮崎県も負けず劣らずの男性社会であるということがこのこと一つとってみてもよくわかると思います。

では、本町ではどうでしょうか。女性の教育長が誕生したことはまことに喜ばしいことで、本町の教育にとってとても期待の持てる楽しみな人事だと思って喜んでおります。心からうれしく

思っておりますが、役場の職員を見渡したときに課長が全員男性ばかりで女性は一人もおりません。男性に引けをとらない女性職員も過去から現在に至るまでいたのではないだろうかと思えますけれどもいかがでしょうか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（原 博） 町長。

○町長（田口 晃史君） 最初に申し上げたとおり、やっぱその能力、適応性、木城町が人口が10万も20万もあれば、例えば健康づくり課というのがあればこれ絶対女性がいいと思うんですよ。そうした消費生活課とかいうのがあればですね。例えば、木城町のような小さな町の場合はオールラウンドでないとなかなか課長職は務まらないと、そのように考えます。

ですから、現在年齢的には到達しておる女子職員もおりますが、女性職員もおりますが、ただ専門職であって総合的な判断力はなかなか厳しいものがあるということで、冒頭に申し上げましたとおり、人事権を執行するようになって12年ですが、ただ今日まで管理職補佐級には2、3名、12年の中であつたのではないかと思います、先ほど申し上げましたとおり、やはり小さい町ですので総合的な事務をつかさどるといふようなことで、なかなか困難な面があります。

しかし、これから先はまた先ほどおっしゃったとおり、男尊女卑ですか、その時代から女性は選挙権がない時期も相当長い間あつたわけですが、それからすると非常に日本の社会も女性を尊重するといひますか、女性の力をかりる社会がだんだん多く、強くなってきておると、そのような実感をいたしております。

以上です。

○議長（原 博） 3番。

○議員（3番 瀧上 三月君） 確かにそうだと思いますけれども、もう一步踏み込んで総合職、企業でも総合職の女性は随分たくさんふえておると思います。それで、全体的なことが把握できないということはないと思うんです。だから、今後、願わくば、町長は今期でやめられますけれども、願わくば女性が本当に男性と同じような待遇を受けて、管理職にもどんどんなっていくようなふうをお願いしたいものだと思っております。それは、女性全般の願いだと思います。

続きまして、年度末になって自治公民館の館長選びがどこの地区でも難航しているようですが、女性が館長になつても別におかしくないと考えます。県内では宮崎市が744名の館長の中で36名、延岡市では396名の中の18名、都農町では44名中2名、日向市では91名中4名、本町でも1名の女性が公民館長として活躍されています。このことについては、どう考えられますか。

○議長（原 博） 町長。

○町長（田口 晃史君） これは、私の関知をする範囲ではないわけですが、地域で選ばれるんですから、それはもう女性の方でも先ほど申し上げたとおりの過重な労働でない限りは、男性より

もすぐれた点はたくさんあります。

ですから、地域の皆さん方が女性の活動の場をどうするかということだと思うんですが、ただ男性は以外と暇なんですよ。女性の方は物すごい忙しいんですね。これはもう家事からいろんな面からですよ。実際に男女が、退職された職員が家事をやって奥さんがまだ勤めておるといようなケースもあるわけですが、女性の日常生活の厳しさをはじめて知ったというOBがおります。

ですから、私はやっぱりそういった面で、なかなか女性の方が地域の公民館長になり、これはいいですよ、いいことですがなかなか厳しいんじゃないかと。しかし、これ地域の皆さんが選ぶことですので、私がいろいろ申し上げる立場ではないと思います。

以上です。

○議長（原 博） 3番。

○議員（3番 瀧上 三月君） 先ほど総務課長がお答えいただいた中にも少し含まれておりましたけれども、男女共同参画に関する条例の制定は県内では半数近くの市町村が行っており、計画の策定は半数以上に至っています。

特に、行政連絡会議の設置は3分の2の市町村が実施しており、本町はこの3つのいずれにも含まれておりません。いかに本町が男女共同参画という観点から出遅れているかということだと思います。まず、役場の庁舎内での職員の男女共同参画に対する意識の啓発のために行政連絡会議を設置する必要があると思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（原 博） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 先ほど申し上げましたが、確かに専用の行政連絡会議は設置しておりません。ただ、定期的に毎月1回、臨時的を含めますとまたその部分を含めまして町長、副町長、教育長を含めまして、定例会議を開いております。

そういう中で、一つ一つのそういう、いろんな課題がありますので、その中に含めまして男女共同参画を取り上げることが出来ますので、十分連絡会議としての機能は有していると考えております。それぞれの課題に対して、それぞれ専用の連絡会議を置くことのほうが無駄が多いので、この課長会議の中で事あるごとに取り上げていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（原 博） 3番。

○議員（3番 瀧上 三月君） ぜひよろしくをお願いします。

たびたび取り上げていただいて、男女共同参画というものはどうあるべきかという討論をしていただきたいと思います。

次に、平成24年3月改定の県の第2次宮崎男女共同参画プランの中に、男女共同参画社会づくりの基本目標として男女の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の構築が掲げられて

います。誰もが安心して暮らせる社会という観点から、さまざまな生活困難を抱える人々への対応についてお尋ねします。

町長は、以前から木城町はお金持ちだお金持ちだと事あるごとに発言されてきました。私も、婦人会の会合で県内全域の会長さんたちとご一緒するたびに、木城町はお金持ちなんだってねとうらやましさと皮肉を込めて言われ続けてきました。そこで、どう答えていいのかよくわからず戸惑ったことがたくさんあります。果たして、本町はそんなにお金持ちなののでしょうか。では、そのお金はどこに使われてきたのでしょうか。箱物をつくることにばかり多くの予算が費やされて、本当に困っている人、働いても働いても生活が苦しい人、働きたくても仕事がなく働けない人などのために、行政としてできる限りの援助はされているのでしょうか。

先ごろ、宮崎日日新聞に子供の貧困というテーマのシリーズが掲載され、読むのもつらくなるような記事の内容でした。本町では、あのような悲惨な生活を送っている子供たちはいないのでしょうか。例えばひとり親家庭の生活の安定と自立支援への施策は十分にされていますか。保護者の収入が少ないために、向学心ある子供の進学を諦めざるを得ないというような例はないのでしょうか。要援護、準要援護及び奨学金についてお尋ねします。件数と金額をお願いします。

○議長（原 博） 町長。

○町長（田口 晃史君） 詳細については、担当課のほうで答弁をしたいと思います。ただいまおっしゃいました私は金持ちだと言ったことは1回もありませんが、財政的に非常に余裕があると、それはよその町に比べて余裕があります。確かに。現時点ですね。

しかし、2、3日前も申し上げましたが、今年度から若干ですが、国の交付税がもらえるようになりました。それは、当初九州電力の固定資産税ですが、28億ちょっとあったんですが、大体6%から7%毎年減るものですから、償却資産です。ですから、ことしは26年度ですか、5,000万円ぐらい国から地方交付税がはじめて5年か、6年ぶりにいただけるというような状況になっております。そういったところを見ますと、よそは地方交付税が30何%とか35%とかいうような状況ですので、収入のうちですね。ですから、そういう面からいけば木城町は財政的には非常に豊かであるということは間違いありません。

それから、箱物とおっしゃいましたが、必要以外のものをつくっていないという考えです。そしてその箱物も、その箱物しか使えない予算を使っておるだけで、例えば電源三法交付金なんかはそういった目的のために申請するものですから、そういったことで箱物をつくったんですが、しかし皆さん方に体育館もリパリスもそうですが、非常に毎晩毎晩、毎日のように多くの皆さん方に、町民の皆さんに利用していただいております。大変うれしく思っております。

それから、貧困の問題を言われましたが、奨学資金であるとかまた助け合い資金であるとかい

ろいろな制度を持っておりますが、基本的には困窮者については市町村の自治体が支援すると。間接的な支援はありますよ。生活的な支援というのは、やはり生活保護というようなことがございますので、木城町はしかし、子育て支援とかそういった間接的な面は、それは一般財源から全て出しておりますし、また国保特別会計につきましても、6,000万円以上を支出をいたしております。これは、皆さん方の国民健康保険税の負担を軽減すると。

それから下水道、水道、全てに恐らく4つの特別会計に3億5,000万円ぐらいの一般会計からの持ち出しをしておると。それは、住民の皆さん方がそれだけ負担をしなくて軽減措置に当たっておるといようなことでありまして、そのほか基金も40数億ありますし、それと借金も40億円近くあったのが今たしか22億円ぐらいまで減っておると思うんですが。

ですから、決して無駄な金はほとんど1円も使っていないと、私はそのように自負をいたしております。詳細については、担当課長のほうから答弁をさせます。

以上です。

○議長（原 博） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 3番議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

向学心がありまして、家庭が就学困難な経済的に苦しい家庭につきましては、教育のほうで就学援助事業というのを行っています。経済的理由によって就学が困難と認められる小学児童、それから中学生徒の保護者に対して援助を行っています。具体的には学用品、それから就学旅行費、給食費、医療費等を援助を行っていますが、学用品、修学旅行費、給食費につきましては、町から経済的に困難な家庭ばかりじゃなくて、全児童生徒に補助を行っています。

具体的には、給食費は小学生が月4,000円になっておりますが、そのうち全員に2,000円の補助を行いまして、残りの2,000円をこの就学援助という形で補助をしております。それから、中学生につきましても月4,500円の給食料になっておりますが、町から全員に2,000円を補助しまして、残りの2,500円をこの就学援助という形で経済的に困難な保護者に補助をしております。

それから、要保護、準要保護の人数ということですが、平成24年度が小中学生が36人、金額にしまして186万円を援助をしております。平成25年度が小中学生を合わせまして38人、187万円を計上しております。それから、今年度26年度につきましては、小中学生40人、金額にしまして169万円を援助をしております。それから、27年度の就学援助費の予算ですが、これも218万6,000円を27年度予算で計上しております。

続きまして、奨学金についてのご質問ですが、本町では育英資金と奨学金、2本立てで行っております。これにつきましても、経済的理由によって就学困難で高等学校、大学、専修学校に入学しているものに対して無利子で育成資金奨学金の貸し付けを行っております。大学生は月2万

円、高校生は月1万円を貸し付けを行っております。この育英資金につきましては、一般会計で運用をしているところです。今年度26年度末で21人の方が利用をいただきまして、約700万円の貸し付けを行っております。27年度予算額は168万円を計上をしております。それから、奨学金につきましては基金のほうで運営をしているところです。26年度末が18人、650万円の貸し付けを行っております。基金の現在高につきましては、25年度末で210万円ほどあります。

以上でございます。

○議長（原 博） 3番。

○議員（3番 淵上 三月君） よくわかりました。今後とも、お金がなくて学校に行けないというような子供たちがいないようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、本町の高齢化率は現在何%でしょうか。

○議長（原 博） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 現在の高齢化率であります。3月1日現在の65歳以上の人口が1,747人でございます。住民基本台帳人口に占める高齢化率につきましては、32.3%になっております。

以上です。

○議長（原 博） 3番。

○議員（3番 淵上 三月君） 要支援、要介護の高齢者数は何人でしょうか。

○議長（原 博） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 現在の要介護、要支援者の認定者数であります。合計で316名でございます。内訳を申し上げますと、そのうち要支援者、要支援1、要支援2の方が101名、要介護1から要介護5の方が合わせまして215名であります。

○議長（原 博） 3番。

○議員（3番 淵上 三月君） 介護保険制度も猫の目のように変わり続け、最近では国は盛んに在宅介護を呼びかけていますが、その介護にあたっているのは90%が女性であるというデータがあります。また介護疲れによる鬱病や殺人にまで至る事例なども報道でよく耳にします。介護負担をその家族、特に女性に集中させることなく、社会全体で支えていく方向に持っていけるように、また高齢者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、ほかの世代とともに社会を支える重要な一員として高齢者の社会参画を積極的に進めて、生き生きと安心して暮らせるようなまちづくりをしていただきたいと思ひます。

また、高齢者や女性であることからくる複合的で困難な状況に置かれている人々がいると考えられ、このようなさまざまな生活困難を抱える人々の状況を踏まえて、男女共同参画の視点に立

ち、生活困難を抱える人々が自立し安心して暮らせる環境をつくりだせるようお願いしたいと思ひます。

本町に住んでいる人たちが皆、この町に住んで本当によかった。この町で生涯を終えられることを心から喜べるような町にさせていただきたいと思ひます。このことに関する質問は以上です。

次に、環境美化の取り組みについてお尋ねします。

本町は、他市町村に先駆けて環境美化を宣言されました。このたび、木城中学校が環境美化優秀校で表彰を受けられましたことはまことに喜ばしいことです。婦人会でも今年度、県の4Rアクションサポート事業に組み、10万円近くの補助金をいただいてEM廃油石けんとアクリルたわしをつくって会員に無料配布しています。家庭排水をきれいにして、河川の浄化に寄与するためと、廃油のリサイクルが目的です。美しい環境を維持するために、どのような取り組みをしてこられましたでしょうか。環境美化に対する所信をお聞かせください。

○議長（原 博） 町長。

○町長（田口 晃史君） 環境をよくするというは木城町、平成5年に木城町の環境をよくする条例を制定したと思ひますが、今日までさまざまな皆さん方、活動をしていただいております。5月からは第1日曜日ですかね、10月まで各地域で清掃作業をしていただいておりますし、そういった面では非常に環境的にはよくなっておると思ひますが、特にやっぱり河川の浄化については下水道事業、一昨年本管工事が全て完了いたしまして、平坦地域については90数%の方がもう既に加入をされておるとして、非常に川はきれいになったと思ひますし、また中央下水道に入れない方は合併浄化槽、これもかなり高額な負担をさせていただいておりますので、最近特に国からの割り当てが今10基ぐらいしかないんですが、それをオーバーするような合併浄化槽の申し込みが来ておるといような状況でありまして、皆さん方、衛生面も含めてですが、そういった感心が非常に高いということは喜ばしいことであると思ひます。

ただ、ごみの量は依然として減っておりません。そのごみの量に応じて木城町はエコクリーンプラザに負担をするものから、もっとやはり生活の多様化でごみの量も多くなってきておるとして、やっぱり個々の家庭がそれぞれがなるべくごみを出さないと。そして、残飯類はできたら家庭にそういった土地があれば、埋けていただきたいとそういったこともお願いしながら、ごみの減量化、そして環境美化に今後も努めなければならないと、そのように考えています。

以上です。

○議長（原 博） 3番。

○議員（3番 瀧上 三月君） 平成17年から、ごみ袋を有料にしてごみの減量化を図られていますが、そのことによる効果は出ているでしょうか。なかなかごみの量が減らないと思ひます。手元の資料によりますと、人口は減っているのにごみの量が増えているという数字が出ています。

それについての担当課の見解をお聞かせください。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

木城町の全体のごみ量を1人あたりに換算しますと、平成25年度で237キロとなっております。詳細データがあります平成19年度と比較しますと、約20キロ程度増加しております。この全体のごみ量の中には事業所から出されますごみ量等も含まれておりまして、事業所のごみが平成19年度が約78トンあり、25年度が164トンとなっております。比較しますと86トンほど増えております。逆に一般家庭から出されますごみ量は平成19年度が1,096トンあり、25年度が1,060トンとなっております。比較しますと、36トンほど減少しております。

以上です。

○議長（原 博） 3番。

○議員（3番 淵上 三月君） 消費税も上がって、私たちの日々の暮らしは年々厳しくなってきました。家計を少しでも切り詰めるために、10円でも安いお店を探して買い物をしているのが現状です。ごみ袋も1枚が20円と30円で、ごみと一緒にお金を捨てている。もしくは、この1袋のごみをこの値段で燃やしているというふうにとってもったいなくて、細かいことを言うようですが、家庭の主婦はそうしたことに配慮しながら家計をやりくりしています。県内では、綾町が指定のごみ袋を無料配布、宮崎市、延岡市、都城市が資源ごみだけ無料の透明、半透明の袋となっています。資源ごみの売り払い金を町民に還元していただくお考えはありませんでしょうか。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） ただいまご質問のありました件でございますが、資源ごみの種類によりまして異なりますが、搬出をされております量も横ばい、もしくは減少傾向にあります。収益につきましては、平成17年度以降の西都児湯全体で減少傾向にあります。考えられます理由といたしましては、家庭から出されますごみ量の減少あるいは買い取り価格等の低迷によるものと思っております。

資源ごみの収益につきましては、西都児湯全体の搬入量からは按分されており、データとしては示されておりますが、各市町村が処理をしております可燃ごみあるいは不燃ごみ等の全ての処理費の一部として使われております。したがって、ごみ袋の低価格化に利用できるものではないかと考えております。

以上です。

○議長（原 博） 3番。

○議員（3番 淵上 三月君） 資源ごみの袋だけでも少し値段を下げてくださいとか、そういうことはできないものでしょうか。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 資源循環社会の推進を図るため、可燃ごみの量を削減し資源ごみとしての分別収集を推進するため、資源ごみの指定ごみ袋の手数料等の見直しなども一つの方法ではありますので、周辺自治体の状況を見ながら必要があれば検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（原 博） 3番。

○議員（3番 淵上 三月君） 禁じられているものを燃やす光景がまだまだ見られます。特に役場が休みの週末や夜間に燃やす人が多いように思われます。啓発活動は、根気強くきめ細かに行う必要があると思いますが、どのように取り組んでおられますか。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） ご質問のありましたごみ焼却に対する指導でございますが、環境パトロールの事業を実施しております。この環境パトロールによりまして、町内の巡回等を行って広報活動を行っております。

それから、町のほうにそういった状況を確認されて、また連絡があった場合については現地調査をし、焼却をやめていただくようにご指導をお願いしております。悪質なものにつきましては、県の高鍋保健所等と連携をしながら指導を行っております。それでも、できない場合については警察等をお願いをして一緒に指導を行っております。

以上です。

○議長（原 博） 3番。

○議員（3番 淵上 三月君） 木城町は温暖な気候に恵まれ、山並みは美しく川はよどみなく悠然と流れています。道路はきちんと整備され、街中を見渡してもほとんどごみが散乱している光景に出会うことはありません。町民の意識の高さと担当者のご尽力のたまものだと思います。町民と行政が一体となって、環境美化宣言の町にふさわしいふるさとにしたいものだと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（原 博） 3番、淵上三月君の質問が終わりました。

○議長（原 博） 次に、3番、4番の質問事項については、一問一答式により、2番、堀田廣幸君の登壇質問を許します。2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） それでは、役場庁舎内外の喫煙コーナーの設置について、幾つかお尋ねをしていきたいと思えます。

私も喫煙者の中の1人です。またここ数年の間ですかね、たばこを吸うもの全てが悪者扱いといいますか、非常にどこに行っても肩身の狭い思いをすることが大変多くなりましたが、2年前でしょうか、総務常任委員会の所管事務調査で福岡県の八女市に参りました。

驚いたのは、八女市内のたばこの自動販売機全てに「喫煙者の皆様ありがとうございます。八女市長」と大きな字で、八女市に入るたばこ税が3億9,800万円、約4億円というふうに記憶しておるんですけども、入っておりますと。たばこを買うときには地元を利用してくださいというお願いでしたけれども、八女市長にあったことはありませんけども、多分心優しいいい人だなという印象を受けました。

そのとき改めて思ったんですけども、我々もたばこ税という形で町の財政に幾らかの貢献をしているんだと、改めて思いをしたところであります。その町のたばこ税であります、毎年度2,600万円程度がたばこ税としての歳入があっておりますけれども、これは軽自動車税と比べても1,000万円ぐらい金額が多いということでもあります。とりわけ、収納に対してのまず手間が要らない。それから、費用も全くかからない。しかも確実に入る。こんな都合のいい税金はないというふうに私は思っているわけですが、その税金を間接的ではありますが納めてもらっておられる喫煙者の方は、町内にはどれぐらいおられるというふうに把握をされているのかお伺いをいたします。

○議長（原 博） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 2014年の国民生活基礎調査によりますと、宮崎県の喫煙率が21.5%となっております、27年2月1日現在の県の推計人口111万3,000人を乗じますと、約23万9,000人ということになっております。ちなみに、同様に町内の喫煙者数を推計しますと約1,100人ということでございます。

○議長（原 博） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 1,100人、県内平均よりかははるかに私は少ないというふうに思っているんですよ。例えば、役場の職員を見られても100人近くで10名おられるかおられないかですよね。1割程度かなというふうに私は思っておりますけれども、それにしても1割だとしても5,300人割ると1人が6万円前後ですか。負担をしているという計算になるのではないかというふうに思っておりますが、それだけにたばこを吸うのが決して褒められたことではありません。

私がたばこを吸うから弁護、援護をしたいんですけども、決して褒められることではないんですよ。健康には非常に悪い、脳卒中あるいは心筋梗塞、肺がんになる確率が非喫煙者よりも2倍から4倍高いとか、あるいは1本吸うごとに命を何秒か縮めるとよく言われます。そういう疫学的データからいうと、もう私なんかとっくの昔に死んでおる状態であります。これ、だから

といったたばこを吸わない人に絶対迷惑をかけてはならない。それから、マナーは立派に守らなければならないということがあります。

そのために、どんな施設でも今は分煙対策が非常に進んでおります。肩身の狭い思いをしているといいましたけれども、それなりの最低限のたばこを吸う人に対しての配慮はどこに行ってもできております。例えば、空港であろうが、駅であろうが、大型ショッピングセンターであろうが、レストランであろうが、喫煙者にする配慮、それからたばこを吸われない方にする配慮はできておりますけれども、そこで皆さんがよく利用される官公庁、県庁ではどうでしょうか。あるいは振興局、お隣の高鍋町、新富町、川南町の役場内での分煙対策はどのようにされているのか、お伺いをいたします。

○議長（原 博） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 宮崎県庁と郡内4町、高鍋町、新富町、川南町、都農町に電話で確認をいたしました。庁舎内に喫煙ブースを設置しているのは宮崎県庁と新富町の二官庁。本庁のように、庁舎外の喫煙コーナーにつきましては、全ての官庁で設置しているということでありました。

○議長（原 博） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 私は、先ほど言いましたようにたばこを吸うから、本庁の役場庁舎内での実態はわかっておりますけれども、もしかすると私たちの知らないところでいろんな配慮がされている可能性もありますが、今の本庁庁舎内の分煙対策にはどういうことがされておりますか。念のためにお伺いいたします。

○議長（原 博） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 県庁と新富町のように、ブースとして完全に遮断したような喫煙ブースについては設けておりません。今現在のところは、庁舎の西側スペースで1階、2階、3階。2階、3階につきましては、テラスになりますが、そちらのほうで喫煙コーナーを設けておるといような状況でございます。

○議長（原 博） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 私、この質問をすることになってから、注意深く役場の駐車場でたばこを吸われている方の動作をずっと見てきたんですけども、今は工事中だからでしょうけれども、以前あった入り口の灰皿がないかもしれませんけれども、一番多いのはたばこを吸いながら車でおりにきて排水溝、側溝ですね、排水溝の中に捨てられる方、あるいは西側の入り口に回ってきて灰皿を探すけれどもないから花壇の中に埋める方、プランターの中に捨てる方、極端の人はあの植木の中にぽんと捨てるんですね。

職員の方は、毎朝掃除をされているから最近是非常にたばこの吸い殻が多いなというのは、多

分気がついておられます。前は、灰皿が入り口に備えてあったから、そこにたばこを吸う場所でないけれども、吸いながら来たたばこの吸い殻を捨てるという機能を十分果たしていたんですけども、それが今全くありませんので、先ほど同僚議員も質問しましたが、環境美化宣言の町というのにふさわしくない状態であると。

側溝あたりの吸い殻は大雨が降るとあれどこかに流れていくんでしょうが、次の日に見るとききれいになっております。側溝に捨てられる方が一番多いということでもありますけれども、今は先ほど言いましたようにそんなに大きな場所をとらずに、室内でいえば排煙機を備えた喫煙コーナー、あるいは室外であればもっとここしかたばこは吸ってはいけませんというような、その施設の充実といいますか、そういうものをきちんと図っていくべきではないかと。

先ほど言いました2,600万円を少しでも還元してくださいよという意味で、やっぱり喫煙者に対する配慮、非喫煙者に対する配慮、特に小さいお子さんとか妊婦の方、お年寄りの方は煙を吸うこと自体が体に悪いというふうになっておりますので、そこへの対策は官公庁、庁舎としては当然やるべきではないかと私は思っているわけです。

今、商工会に皆さんよく行かれるでしょう。商工会の事務室の中に13年前の排煙機があります。会館が、できたときに購入されたものらしいけれども、13年たってあれだけの威力のある排煙機があるわけですよ。この前からちょっと調べてみますと、20万円程度であれよりかはるかに性能のいい排煙機がたくさんあります。

幸いにして庁舎も改装されましてきれいになりました。エレベーターがつけられた前には相当なスペースがありますが、町長、ここらあたりに排煙機を1台ずつ構えて、ちょっとした仕切りでもって区別をするということのお考えはないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（原 博） 町長。

○町長（田口 晃史君） 私も、八女市長に劣らぬぐらい非常に優しい男なんですけど、心の。これは両面から言えるんですよ。質問者がおっしゃったように、吸う人、吸わない人、健康面を考える人、またもう嗜好としてやめられない方、いろいろあると思うんですが、それで先ほどからおっしゃいますように何もせずに木城町、26年度は2,356万円だったと思うんですが、収入があります。非常に貴重な財源になっております。

吸われる方の立場からいえばそういったことだと思うんですが、工事中でありましたので玄関、裏玄関、表玄関ですね、灰皿といいますか、そういったものを準備するのは当然でありまして、一両日中には準備させたいと思うんですが、過去に機械を、排煙機を備えたやつを3階にも置いてあったんですが、しかしこれがやはり余り適当でないという室内で吸うのはということでやめました。

これは、リースで借りておったんですが、ただよそから車からおりて捨てる場所がないというのは、これはやはり行政として問題があると思いますので、早速それなりの灰皿を準備させたい

と思うんですが、2番議員のように非常に常識のある吸い方をされればいいんですが、イベントがあるときはもうほとんどたばこの吸い殻ばかりですよ、イベント終わった後はですね。

そういったことで、そういったモラルも大事ですが、大きな収入源でありますので、吸われる方がどこに捨てたらいいやろうかい、どこに置いたらいいやろうかいというようなないようにきちっとした対応をとらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（原 博） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 出入り口だけには、誰が見てもたばこを吸うところはここですよ、吸い殻を入れるところはここですよというものがはっきりわかるように、まずはそれを優先的にやっていただきたいと思います。このことを申し上げておきたいと思います。

次の質問に移ります。国の医療保険制度改革案での町民負担の影響はということで質問いたします。

これは、1月に改革案がまとめられました。今度の通常国会で関連法案の改正を目指すとされていましたが、3月3日に閣議決定をされています。私が質問通告したのは2月18日でしたので、1月の改革案段階での新聞報道による内容での質問項目になっております。先ほど言いましたように、3月3日に閣議決定されたものが3月4日の新聞により詳しく報道されておりましたので、まだ担当者については県からの通達もないでしょうし、あるいは県単位の担当者会議もあっておらないと思います。その3月3日閣議決定になった報道の、新聞報道の範囲以内でのお答えで結構ですので、幾つかまとめてお伺いをしていきます。

この改革案全体を見て、私がまず思ったのは、高齢者、いわゆる弱いものいじめ、高齢者いじめ、それから年金だけしか収入のない方の負担増、それとひとり暮らしの方に大きな負担となって町民にはね返ってくるのかなという心配をしております。内容については複雑でありますので、その中から特に木城町民に大きく負担増としてのしかかっている部分になるのではないかという点だけのポイントを質問したいと思います。

はじめにまとめて質問をしていきますので、まずは2016年から全員に共通する問題として、紹介状なしで大病院を受診する場合には、一定額の負担、窓口負担を求めるということで、窓口負担については初診料として5,000円から1万円というふうになっています。この、まず前提の大病院、我々が主に大病院といえ、もうすぐ高鍋町の海老原病院だとか、あるいは宮崎の古賀病院だとか、県病院だとか、国立だとか、医大とかイメージが湧くけれども、ここでいう大病院とは町民からすればどこに行った場合にこの初診料の負担を新たに求められるのか。

それともう1点は、外来初診の5,000円から1万円のやつは現在も初診料を取っている病院、取っていない病院いろいろあるわけですが、新聞報道によりますと平均2,000円

の負担を受診者はしているということですが、追加負担という考え方は今2,000円平均取っている上にまた5,000円を上乗せ負担するのか。それとも、その2,000円を取っ払ってその2,000円にかわって新たに5,000円を負担増加させるのが1点ですね。

その次は、一般病床入院患者の食費負担、これは現在聞いていますと1食260円だそうですけれども、これが、1食260円が金額的にわかっておればですけれども、幾ら食費が上がっていくのが1点。

それから、2017年度からは後期高齢者医療に対する負担増が書かれております。

まず1点目が、高齢者医療支援金に総報酬割が全面導入されるということですが、全面導入されると誰にどれくらい負担が増えるのか、どういう階層といいますか、どういう方にどれくらいの負担が増えるか。

それと、75歳以上の保険料特例軽減を原則廃止あるいは縮小するとされると、保険料が当然上がるわけですが、この保険料の負担増はどれくらいになるのか、ある一定の年齢を決められて、年金の額の方はこれくらい上がりますという具体的な例があれば、一つ上げてほしいと。

以上、まとめて質問をいたしたいと思います。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） ただいまご質問のありました件にお答えいたします。

まず1点目が、紹介状なしで大病院を受診に一定の負担追加ということでご質問がありました。大病院につきましては新聞報道によりますと、大病院とは高度先進医療の機能を有する特定機能病院と500床以上の病床を有する病院等が想定をされております。改正内容がまだ公表されておきませんので、詳細については不明でございますが、この用件に該当します県内の特定機能病院については、宮崎大学医学部の附属病院ではないかと思われま。また、500床上の病床を有する病院については、県立宮崎病院が該当するものではないかと思われま。

続きまして、外来初診5,000円というご質問でございましたが、現在外来初診料につきましては、平均で2,820円が通常患者負担となっております。今回の改正案では紹介状なしで初診、再診等を受けられた患者に対しては、選定療養費として5,000円から1万円程度の上乗せを検討する方向で協議がされているようでございますが、その額等につきましては今後協議される見込みというような報道がされております。

続きまして、一般病床の入院食費負担の引き上げというご質問がございましたが、現行制度では一般所得者の場合、食事代の自己負担が260円となっております。新聞報道等によりますと、在宅医療費にかかる食事代等の公平性を図る観点から、平成28年度から1食当たり100円、それから30年度からはさらに100円の負担が段階的に引き上げられる見込みという報道がされております。ただし、町民税が課税をされていない低所得者や難病患者、小児慢性特定疾患の

方等については据え置かれる見込みというような情報が出ております。

それから、後期高齢者医療に伴います支援金の総額割の全面導入というご質問がありましたが、今回の改正では後期高齢者支援金の加入者割を段階的に廃止し、平成29年度から全面総報酬割に切りかわる方向で協議がされておるようです。実施された場合の影響といたしましては、加入者の多い協会けんぽ等では負担が減り、所得の高い健康保険組合や加入者の少ない共済組合等は負担増になるというような試算が出ております。詳細については不明でございます。

続きまして、75歳以上の方の保険料の特例軽減を原則廃止あるいは縮小されると保険料の負担はどうなるかというご質問でございましたが、平成20年度に後期高齢者医療制度を開始するにあたり、当初の軽減措置に対し特例的に9割の軽減が設けられ、低所得者の方や被扶養者の激変緩和が図られてきたところですが、制度開始から7年が経過しており、またその他の公的健康保険制度と比較しますと、これほどの高水準の軽減措置はなく、現役世代との公平性を確保するため、平成29年度より段階的に縮小する方向で検討が行われているようです。

新聞報道によりますと、出ておりましたのが、例えば年収が80万円程度の単身者の場合は、現在の月370円の保険料が改正されますと、月1,120円になる試算が出されております。差額として750円程度になる見込みでございますが、詳細等については不明でございます。

以上です。

○議長（原 博） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 課長、確認をさせてください。

食費の負担が今260円、自己負担が260円、100円ずつふえていくということは、将来的に200円、1食460円になるということでしょうか。

それともう1点。75歳以上の保険料、後期高齢者保険料は現在は370円であるが、2017年度からは2.5倍ぐらい、1,120円に、一遍にそれぐらい保険料が上がりますよという改革案ですけれども、こういう数字的にはそれでよろしいでしょうか。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 失礼しました。ただいまのご質問ですが、入院時の食費の負担につきましては段階的に支払いまして、最終的には案としては460円という数字が出ております。

75歳からの保険料につきましては1,120円ということで、段階的に引き上げられる予定でございます。

以上です。

○議長（原 博） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 先ほど冒頭に申しましたように、本当に経済的に苦しい方は大病院にも行けない、あるいは今度は入院すれば食費も上がる。75歳以上は、今度は保険料も上が

ってくると。まさしく弱者に対しての負担増がますます増えてくるということになるのかなど。これも閣議決定されましたので、法案化されるのはもう時間の問題です。今の政府の情勢を見ますとね。非常に心配をしております。また、先ほど言いましたように県からの通達なり、担当者会議等での会議が相当詰められてくると思いますので、またその段階で質問をしていければなどというふうに思っております。

次が、2018年度から国民健康保険が、国保の財政運営といたしますか、県に移管するというお話であります。2018年度ですから、あと3年先ということでしょうけれども、このことについては25年の6月議会での私の一般質問で取り上げております。そのときには国保運営を県に移行した場合の保険料については、この時点では現在市町村ごとに異なる保険料が県の運営移行に伴い、それぞれの都道府県の平均額に一本化するという改革案でしたので、そのときに県の平均額、それから木城町、本町の平均額をお尋ねしましたところ、課長の答弁は22年度ベースで県の平均が年額で7万2,000円、本町の平均年額が6万6,000円なので、平均6,000円の保険料が上がるという試算がされておりますという答弁でした。

このときに、私が言いたかったのは国保運営が正常にうまくいっている市町村が増額になって、反対にうまくいっていない市町村が値下がりというのはおかしいじゃないかということを上申しました。町長もそのときに答弁をいただいております。私と全く言われることは一緒でしたけれども、赤字の市町村が集まって県に移行しても赤字は解消できないと。本町の国保運営は順調に運営できているのに、既に基金も使い果たしてどうにもならない自治体もあると。

要するに、これから先この保険料の決め方については議論をしていきたいということでした。町長が言われるように、そのとおりに今回の改革案はなっております。県の平均額一本化じゃなくて、それぞれ市町村ごとに保険料は異なるんだということでの改革案であります。そこで何点かまとめて基礎的な基本的なことをお伺いします。

まず、本町の国保加入者数は何名でしょうか。それから、2番目が直近、間近の県と本町の保険料の平均年額、先ほどのやつは平成22年度ベースでした。その後、本町においても税率の改正が24年度でしたかね、税率の改正がされておりますので、恐らく平均での年額も上がっているというふうに思うわけですが、県の平均年額と本町の平均年額は幾らですか。

それから、納付率です。本町の場合、保険税の納付率を見ますと、調定額に対してですが23年度が85.3%、24年度が88.0%、25年度が90.2%と毎年納付率が上がっている。これは、徴収に対する努力が数字に適切にあらわれております。大変ご苦労されてきた甲斐があって納付率も毎年上がっているということですが。じゃあ、県の平均納付率は幾らになっていきますか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） ご質問のありました件についてお答えいたします。

本町の国保加入者数でございますが、26年3月末現在の国保加入者は1,003名でございます。世帯数として965世帯となっております。直近の県及び本町の保険料の平均年額はというご質問でございましたが。平成26年9月4日現在の県の平均年額は9万652円です。本町の平均額は7万6,869円となっております。県平均よりも1万3,783円ほど低い保険料となっております。（「納付率、県の」と呼ぶ者あり）

県の納付率につきましては、平成25年度の現年度課税分の保険料の納付率は、県平均で19.45%となっております。現年課税分でございます。済みません、91.45%になっております。

済みません。先ほどお答えしました本町の国保加入者でございますが、数字をちょっと言い間違えましたので、訂正させていただきます。加入者につきましては、1,803名でございます。

以上です。

○議長（原 博） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 県の納付率が91.45%、決算特別委員会の中ではいつも本町の納付率は県内でも屈指の納付率に改善されましたと。税務課長がいつも強調されるわけですが、これ課長、私が申し上げたのは調定額に対しての保険料納付率、収入全体の保険料納付率、県の場合はそう答弁されましたけれども、これ違いますよね、当然。納付率の流れが。

本町の場合で、全収入から見た納付率に換算すると、それはちょっとわかりませんか。県のいわゆる算出方法と同じという考え方になれば。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 県の納付率につきましては、25年度現在、先ほども申し上げましたが、現年課税分で91.45%ございます。同じく木城町につきましては、25年度の現年度分の納付率につきましては、98.58%になっております。

以上です。

○議長（原 博） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） それなら納得できます。要するに、市町村ごとに標準保険料を県が調整し決定するとなっております。それは、いわゆる先ほど言いました1,800何人から集めた保険料を、これは新聞報道では分賦金と読むんでしょうか、分賦金としてその金を県に納めます。その分賦金についてはいわゆる標準保険料は県が市町村ごとに納付率なりを換算して標準保険料を決めるとなっていますが、何をもとにして調整を県はするのか。わかれば答弁をいただきたいと思います。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 新聞報道によりますと、県はその年の医療保険の推計を立て、市町村ごとの年齢あるいは所得等により保険料の総額や標準保険料等を決める案が示されております。詳細等について、現時点では不明でございます。

以上です。

○議長（原 博） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） わかりました。それ、今人口とかそういう割合を決めて、その上に納付率のアップがあったところには、それとか医療費の削減に努めた市町村については、国から移行した場合には国から3,400億円でしたか、莫大な国保に対する3,400億円が各市町村に分配されると。その分配金によって今現在よりか納付率を上げた市町村、あるいは保険医療費を削減した市町村には新聞報道によりますとご褒美という言葉を使ってありますが、要するに保険料をそれだけ下げてやりますよという改革案なんですよ。

町長、また25年の質問と同じになるわけですが、これも先ほど課長が答弁しましたように、本町の納付率が98.5%ぐらい、県の平均が91.45%、本町の場合、これ以上納付率を伸ばすというのは至難のわざなんですよ。今までに努力をしてきた市町村が、これ以上納付率を上げないと保険料は下がりませんよ。言葉は悪いけれども余り努力されてこなかった市町村、県平均が91%そこそこですから、わかりませんが、悪いところは70%台のところもあるのかなど。いいところは本町みたいに95%を超しているところもありますが、今まで努力してこなかった納付率の悪いところは伸ばす余地が相当あるわけですが、そこが伸んだからといって補助を約束する。今まで散々、徴収に対して努力した市町村は納付率が上がらないから保険料は下がらないと。こんなばかげた保険料の策定について私はないというふうに思っています。これは今から担当者会議等が行われるので当然行かれる。本町あたりがそれを強く言っていないと。今まで納付率の悪い市町村は手をたたいて喜ぶだけですが。町長、この考え方はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（原 博） 町長。

○町長（田口 晃史君） その国保制度改革の話ですか、それとも後期高齢どっちですか。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 国保の県に移行した。

○町長（田口 晃史君） 県に移行した場合の話ですか。

○議員（2番 堀田 廣幸君） はい。

○町長（田口 晃史君） これ国保制度は昭和36年から始まってきておるところですが、大きな目的は財政基盤の強化というところにあるわけです。ですから、逆に言えば国保制度がなくなったら、アメリカのように保険制度がなくなった場合はもう医者にも行けんわけですね。

ですから、国保制度をつぶさんためには今回の制度改革が必要ですということなんですが、それで納付率とは余り関係ないんですが、要するに安価なジェネリック薬品を使うとか、いろいろなことでその各自治体が努力をすると、医療費の引き下げに。そういったところに対して、先ほどおっしゃいました3,400億円のこれをだんだん増やして行って、18年度以降そういったものを新たに交付しましょうと。

ですから、医療費の削減に努力をしないと該当しないわけですね。ですから、めちゃくちゃに医療費の高いところについては、これは該当しませんと。ですから、ジェネリックとかそういった医療費を削減するということが一番大きな目的ですね。

ご案内のとおり、100兆円前後の国保の、国の年間予算ですが、社会保障制度36兆円を超えるような状況で、毎年1兆円ずつふえている。これを何とか解消しなくてはいけないというのが大きな目的の1つであるのと、先ほど申し上げましたとおり国保の健全化を、国保をつぶさないための医療制度の改革をやるということが大きな目的でありまして、先ほど担当課長も話しておりますように、答弁していますようになかなか現時点では具体的なお答えをすることは非常に厳しいのではないかと、そのように思います。

以上です。

○議長（原 博） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） よくわかります。ただ、新聞報道によります納付率を上げたところにはご褒美がつくというようなことが報道されておりましたので、そういう今までの納付率を上げるために努力してきた市町村は、上げ幅が困難を極めております。納付率の安いところが上げて、そこだけにさっき言ったご褒美があたるようなそういうことについての、担当者会議等でそういう話があった場合には、断固としてその方法には反対ですという立場をとってほしいという気持ちであります。

次に、国民健康保険準備積み立て基金の残高が25年度決算の段階で1億2,800万円余り本町の場合はあります。先ほど言われましたように、町長が一般会計財源からも6,000万円、7,000万円というお金が繰り出しがされておりますけれども、そのかいあってこれだけの1億2,800万円程度の基金の積み立てがありますが、これは県に国保運営を移管した場合には、当然これは木城町民以外の国保には使われないという前提のもとであります。この管理も県がするのかどうかはわかってないのでしょうか、情報ありませんでしょうか。

○議長（原 博） 町長。

○町長（田口 晃史君） 現時点ではわかっておりません。ただ、合併のときには貯金も借金も持ち寄るといってございまして。しかし、木城町の場合、おっしゃったように1億3,000万円ぐらい基金を現在持っておりますし、26年度の決算を見ましても1,600万円ぐらいは黒

字じゃないかというような状況であります。

ですから、もしご案内のとおり平成18年から県に移管するというようなことなんですが、それまでにわかれば基金を取り壊して町民のために使うと、これが原則ではないかとそのように思います。

以上です。

○議長（原 博） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 町長、そのとおりだと思います。最後の質問になりますが、町民にとって一番不安なのは、それは国保の運営そのものが県に移行した場合のいろんな諸手続、窓口の諸手続ですよ。国保に関するいろんな手続があると思いますが、これは従来とどう変わるのか。我々にしては、そこ辺の手続関係が一番不安なわけですが、いやこれはもう県に移行したから県のほうに問い合わせをしてくださいとか、そういうことになりかねないのかなという心配もするわけですが、課長、そこら辺は新聞報道には一切触れていないんですけれども、諸手続についての町民は何か変わることが予想されますかどうかだけ、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） ただいまのご質問でございますが、先ほども申し上げましたが、新聞報道によりますと今回の医療制度改革案では国民健康保険の財政運営を、責任主体を都道府県にするということで示されております。

市町村につきましては、地域住民の方との関係は今までどおりの関係で、資格管理や給付、保険料の決定、賦課徴収、保健事業等を引き続き行うというような案が現在示されておりますが、今回の制度改革案につきましては、まだ詳細の説明もございませんので、はっきりしたことはわかりません。

以上です。

○議長（原 博） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） いろんな制度移行はするけど、町民にとっての手続は何ら変わりはございませんということでもいいでしょうか。

○議長（原 博） 町長。

○町長（田口 晃史君） 制度的には、これは私は後期高齢で保険証をもらっているんですが、これは町からもらいました。ですから、制度的には余り大きく変わる点はないんじゃないかと、そのように思います。

以上です。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（原 博） 2番、堀田廣幸君の質問が終わりました。

○議長（原 博） ここで皆様に再度お願いいたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時30分再開

○議長（原 博） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番の質問事項については、一問一答式により、1番、後藤和実君の登壇質問を許します。1番。

○議員（1番 後藤 和実君） それでは、質問をいたします。

特定健診を行うことで自分の身体の状況がわかるのではないかと考えているのですが、これらの早期発見で大事に至らないことが多いと思います。また、健康保険税との関連にもつながると思いますが、町長の特定健診についてどのようなお考えを持っておられますか、お聞きしたいと思います。

○議長（原 博） 町長。

○町長（田口 晃史君） 私は、日ごろから町民の健康づくりということで、ことしの1月5日の仕事始め式でも、賀詞交換会でもやっぱり町民の健康、それに勝るものはないということをお話をさせていただいたと思うんですが、したがいまして私は積極的にもっと町民の皆様方がやっぱり健康に感心を持っていただきたい。

そのためには基本的にはやはり成人病予防のために何をするかと。まず、食事療法なり、食事なり運動、これはやっぱり一体のものじゃないといかんわけですが、それで現在健診率が42、43%だったと思うんですが、これ65%に引き上げないといけないわけですが、皆さん方本当関心がないと思うんです。

ですから、早期発見・早期治療というのが基本ですので、町民の皆さん方にもっと関心を持って積極的に受診をしていただきたいと。そのためのいろんな支援もしておりますので、具体的なことは担当課長のほうから答弁をしたいと思います、今後さらにそういったものを重視してPRをしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（原 博） 1番。

○議員（1番 後藤 和実君） それでは、特定診療にはどのような健診があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） どのような健診があるかというご質問でございますが、本町では特定健診、それからわけもん健診、後期高齢者基本健診の3つがございます。

以上です。

○議長（原 博） 1番。

○議員（1番 後藤 和実君） それでは、わけもん健診、高齢者健診とあるそうですが、健診者のその対象者の年齢を年齢別に伺いたいと思います。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 平成27年1月現在でございますが、特定健診につきましては、40歳から74歳の国民健康保険加入者の方で、対象者は1,210名となっております。

わけもん健診につきましては、19歳から39歳までの国民健康保険の加入対象者で251名となっております。後期高齢者基本健診につきましては75歳以上の方で対象者は875名となっております。

以上です。

○議長（原 博） 1番。

○議員（1番 後藤 和実君） そのうち、対象者のうち受診者数はどのようなふうにお聞きになっていきますか。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 受診の回数につきましては、現在地区公民館、保健センターとで実施する集団健診と医療機関との契約による……。

○議長（原 博） 課長、休憩しましょうか。

ここでしばらく暫時休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長（原 博） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成26年度の受診状況でございますが、2月現在でございます。特定健診受診者が583名でございます。受診率は46%になっています。それから後期高齢者関係が214名でございます。わけもん健診が61名となっております。

以上です。

○議長（原 博） 1 番。

○議員（1 番 後藤 和実君） 大変少ないような状態でございますが、これは一応年何回の受診を行っておりますか。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 受診回数につきましては、現在地区公民館と保健センターで実施しております集団健診と医療機関との契約によって実施しております個別健診を行っております。集団健診につきましては、5 月下旬から 2 月の中旬の間に合計で 16 日実施しております。個別健診につきましては、5 月から 3 月末まで木城クリニックで受診をすることができます。

以上です。

○議長（原 博） 1 番。

○議員（1 番 後藤 和実君） 大変受診率が低いようでございますが、県の受診率、児湯郡内の受診率はどうなっていますか。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 現在、速報値でございますが、25 年度の速報値で木城町の受診率は 49% となっております。県の受診率につきましては、32.2% となっております。児湯郡の受診率については資料がございませんのでお答えできません。

○議長（原 博） 1 番。

○議員（1 番 後藤 和実君） 本町での 49% というのは、県に比べるとはるかに多いんですけども、その特定健診に受診された方で、木城町の場合 49%の方がされているわけですけども、主な病気、その中でこれは大変だというような病気というのがあると思います。その病名は木城町においてどのぐらいの病名があるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 特定健診につきましては、平成 24 年度より実施をしております。その結果で見ますと、生活習慣病の 3 大病であります高血圧、脂質異常症、糖尿病が多いことがわかります。また、さらに心臓疾患、脳血管症、腎臓疾患等の重症患者層なハイリスク者もわかりますので、その都度、訪問して指導をしているところでございます。

以上です。

○議長（原 博） 1 番。

○議員（1 番 後藤 和実君） そういう中で、病気がわかってすぐに病院に行かれたという方のケアというのはされているのかいないのかをお聞きしたいと思います。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 特定健診等で重症化等の症状を示されている方につきましては、そ

れぞれ呼び出して集団での説明、あるいは重症化している方につきましては、それぞれの家庭を訪問したりして、保健指導を実施しております。

以上です。

○議長（原 博） 1番。

○議員（1番 後藤 和実君） この特定健診というのは、国民健康保険者が対象となっておりますけれども、この費用というのは国民健康保険税から出ているのか、国の費用から出ているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） お答えいたします。

特定健診の費用につきましては、集団健診が1人当たり5,940円、個別保険料が1人当たり7,962円となっており、健診費用につきましては国民健康保険特別会計から支出をしております。この費用につきましては、一部については国あるいは県からの補助があります。

後期高齢者基本健診の集団健診費用が5,670円で、個別健診費用が7,623円となっております。健診費用につきましては、宮崎県後期高齢者医療広域連合会の受託事業ですので、連合会から負担をさせていただいております。

町独自のわけもん健診につきましては、集団健診のみの実施となっており、費用は5,724円となっております。費用につきましては、国民健康保険特別会計が支出をしております。

○議長（原 博） 1番。

○議員（1番 後藤 和実君） 自分の体は自分でわからないけないわけですが、やはりこの健診に対する意識の低さというのが、やっぱり国民健康保険税を大きく一般会計からも出てきておりますけれども、大変負担が重くなっているのではないかとと思いますが、過去49%、先ほど言われましたけれども木城町においては以前よりも国民健康保険税が医療費の高額とか、そういうのも出てくるとと思いますが、少しは抑制に、この特定健診ができて健康保険税の抑制になっているかいないかをお聞きしたいと思います。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 医療費の抑制につながっているかというご質問でございますが、各種健診を受診していただくことで病気の早期発見、早期治療ができますので、医療費の抑制に一定の効果があるものと考えております。

以上です。

○議長（原 博） 1番。

○議員（1番 後藤 和実君） それで、特に受診率が少ないということではありますが、町民課のほうで地区別に受診率の把握はされているのかされていないのかをお聞きしたいと思います。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 地区別の受診率につきましては、国保連合会のほうから数値等がきますので、情報は持っております。

以上です。

○議長（原 博） 1 番。

○議員（1 番 後藤 和実君） 受診率が低い原因は何が原因だと思われていますか。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 受診率につきましては、やはり国民健康保険の加入者の方たちの意識等の問題も少しあるのかなと思っております。

少しでもご自分の体の健康状態を把握し、そして早期にもし病気があれば発見をしていただいて治療をするというふうなことが必要だと思います。ですから、広報なりをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（原 博） 1 番。

○議員（1 番 後藤 和実君） 私、この特定健診につきましてはやはりもう少しオフトークなんかでも流されていますが、やっぱりいろんな文書でも来ております。その中におきまして、やっぱり受診率を上げるためには何が一番大切なのかといいますと、やはり地区での集会とか総会とかいうのに行って受診率の向上を上げるという考えはありますか、ありませんか。

○議長（原 博） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 受診率が低いということで、広報活動等についてのご質問でございますが、現在、嘱託職員 2 名を雇用し、個別に受診指導勧奨を行っております。受診率につきましては、この個別の勧奨を行うことによりわずかではございますが伸びております。今後も、こういった形でそれぞれ受診をされていない、長期にわたって受診をされていない方については、個別に回って受診の勧奨等をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（原 博） 1 番。

○議員（1 番 後藤 和実君） 特に、若い人が受診率が少ないということは全く健康であるからやっぱり自分の体に対しては自信があるからだと思っておりますが、やはり高齢者 65 歳以上の方に対しては特に体に注意をしていかないと、今後大きな病気にかかる確率はあると思うんですが、そこ辺をやはり町長が言われました 69%とかいうような、に持っていないといけないという方策として、私は今、地区とかいろんなところに出向いてやっていった方がいいのではないかなという感じがしておりますが、それ以前にやはり町民方の特定健診に対する意識の向上とい

うのが必要ではないかと思っておりますが、そういう面におきましてはこの前から、大人の教育
というか

たちで、そういう方面にも使って行って社会教育のほうにも使って行ってそういう連携を、教育委
員会とかそういうほかのことも連携を持ちながらやっていくと、この健診率は僕は上がって
いくんじゃないかなと思っております。

いろんな面で、この受診率を上げていかなければ、だんだん先ほど2番議員が言われましたよ
うに健康保険税も上がってくるし、我々の負担が上がってきて特に年金生活の方に無理がいくよ
うな時代にくるのではないかなと思っております。やはり、私たちが思うことは、私が思うことは
元気でぴんぴんして死ぬのが一番いいんですけども、なかなかそうはいきません。やはり医療に
いけば、なかなかびしゃっとした医療がないと大変、今群馬県の病院のようにいろんな面で告訴
されることもありますので、やはり私たちが十分気をつけて受診をして、やはり生きていきたい
と思っておりますので、ぜひそこ辺の指導方を今後町もよろしく願いいたしまして、私の質問を終わ
りたいと思っております。

○議長（原 博） 1番、後藤和実君の質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

日程第2. 散会

○議長（原 博） 日程第2、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日10日から12日までは委員会審査、
13日は委員会審査、各委員会審査まとめ及び特別委員会。16日月曜日は本会議、午前9時開
議で各常任委員会、予算審査特別委員会付託議案審査結果報告、質疑、討論、採決となっていま
す。

本日はこれで散会といたします。

議会傍聴にご来場いただきました皆様に一言お礼を申し上げます。本日は、早朝よりたくさん
の方々に熱心に傍聴いただきましたことを心より感謝申し上げます。

これからも議員一同、皆様のご期待に応えられるよう議会活動を進めてまいりますので、ご理
解とご支援をお願い申し上げます。本日は、まことにありがとうございました。

議員の方は控室をお願いいたします。

○事務局長（淵上 達也君） 皆様ご起立ください。一同、礼。

午前10時51分散会
